

福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領新旧対照表

新	旧
<p>福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領</p> <p>制 定 令和4年3月18日3企技第1442号</p> <p><u>一部改訂 令和4年6月16日4企技第 351号</u></p> <p>7 システム活用にかかる費用</p> <p>(1)推奨工事においては、受注者が全額負担するものとする。 (削除)</p> <p>(2)義務化工事においては、 (削除) 4(2)に掲げる基準を達成出来た場合に、カードリーダー購入費用(新規購入分)及び現場利用料について、工事請負費率の対象とし、以下のとおり、支出実績に基づき精算変更を行う。</p> <p>[土木工事の場合]</p> <p>共通仮設費として積み上げ計上する。諸経費については、全て対象外とする。</p> <p>[建築関係工事の場合]</p> <p>共通仮設費に積み上げ計上する。諸経費については、現場管理費及び一般管理費の対象にしないこととする。</p> <p>①② (省略)</p> <p>10 附則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p><u>この要領は、令和4年7月1日以降に起工する工事から適用する。</u></p>	<p>福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領</p> <p>制 定 令和4年3月18日3企技第1442号</p> <hr/> <p>7 システム活用にかかる費用</p> <p><u>(1)推奨工事においては、受注者が全額負担するものとする。</u></p> <p><u>(2)義務化工事においては、</u> 4(2)に掲げる基準を達成出来た場合に、カードリーダー購入費用(新規購入分)及び現場利用料について、工事請負費率の対象とし、以下のとおり、支出実績に基づき精算変更を行う。</p> <p>[土木工事の場合]</p> <p>共通仮設費として積み上げ計上する。諸経費については、全て対象外とする。</p> <p>[建築関係工事の場合]</p> <p>共通仮設費に積み上げ計上する。諸経費については、現場管理費及び一般管理費の対象にしないこととする。</p> <p>①② (省略)</p> <p>10 附則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <hr/>